

自転車文化醸成に資する事業に係るさいたま市後援事務について

1 事務概要

市民団体、民間団体等が主催するもので、自転車の安全利用の啓発及び自転車活用の促進に寄与し、自転車文化醸成に資する事業に対して、イベント価値の向上、ひいては本市の自転車文化の醸成をより促進することを目的とし、後援としてさいたま市の名義の使用を承認できるようにするもの。必要な事務について、「自転車文化醸成に資する事業に係るさいたま市後援事務取扱要領」を策定し、令和4年2月に施行。

2 対象となるイベントについて

- ・ 自転車の安全利用の啓発に寄与し、自転車文化の醸成に資するもの
- ・ 自転車活用の促進に寄与し、自転車文化の醸成に資するもの

その他、詳細は次ページ以降の「自転車文化醸成に資する事業に係るさいたま市後援事務取扱要領」及び様式参照。

自転車文化醸成に資する事業に係るさいたま市後援事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、団体が主催するイベント、大会、記念式典その他広く自転車の安全利用の啓発及び自転車活用の促進に寄与し、自転車文化醸成に資する事業（以下「事業」という。）に対して、市が後援することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、後援とは、市が、市の後援を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）の事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することによりその開催を支援することをいう。

(審査基準)

第3条 市が後援をすることができる事業は、市の方針に合致し、市の施策の推進に寄与するものと認められる事業とする。

2 事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市は後援をしないものとする。

- (1) 政治的目的又は宗教的目的を有する内容が含まれているもの
- (2) 私的な利益を目的とするもの
- (3) 申請団体について、その存在が明確でないもの又はその事業遂行能力が十分でないもの
- (4) 参加者の対象又は定員が極めて限られた範囲であるもの
- (5) 参加料等を徴収する場合においては、その金額が事業の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が後援をすることが適当でないもの

(承認の手続等)

第4条 申請団体は、後援に係る承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、原則として事業を実施する1ヶ月前までに申請しなければならない。

- (1) 定款、会則等、申請団体の概要を示す書類
- (2) 申請団体の役員及び事業関係者の名簿
- (3) 事業計画、開催要項等事業の目的、内容等が詳細にわかる書類
- (4) 事業に係る収支予算書

(5) 主催者として講じる感染症予防策がわかる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか事業に関して参考となる書類

2 前項に規定する申請書の提出があった場合は、前条に規定する審査基準により審査の上、市の後援の承認をするときは後援に係る承認通知書（様式第2号）により、承認をしないときは後援に係る不承認通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

（承認の取消）

第5条 後援の承認をした事業が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、後援の承認を取り消すものとする。この場合において、市は、以後、申請団体からの前条第1項の規定による申請を受理しないことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により後援の承認を受けた場合

(2) 関係法令に違反した場合

（内容の変更、取下げ）

第6条 申請団体は、後援の承認を受けた事業の内容に変更があった場合又は第4条第1項の規定による申請を取り下げる場合は、速やかに後援に係る承認申請変更・取下げ届（様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出があった場合は、市は、第3条に規定する審査基準により審査の上、後援等に係る承認申請変更・取下げ承認・不承認通知書（様式第5号）により申請団体に通知するものとする。

（事業実績報告書）

第7条 申請団体は、後援の承認をした事業が終了したときには、速やかに事業実績報告書（様式第6号）に事業に関する収支報告書並びにパンフレット等の実施状況及び市の後援したことが確認できる書類を添付して提出するものとする。

2 申請団体が、正当な理由なく前項の規定による事業実績報告書を提出しない場合は、市は、以後、当該申請団体からの第4条第1項の規定による申請を受理しないことができる。

附 則

この要領は、令和4年2月16日から施行する。

後援に係る承認申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

団体名
所在地
役職名
代表者名
電話番号

さいたま市の後援を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業について

事業の名称	
事業の内容、目的	
後援を受けたい理由	
開催期日	
開催場所	
参加予定者数	
市以外の後援 ・共催団体等	
その他参考 となる事項	
担当者	氏名： 電話番号：

- 2 添付書類
- (1) 申請団体（主催者）の会則や規則、定款等、団体について詳細のわかるもの
 - (2) 申請団体の役員名簿
 - (3) 事業の実施要項（事業内容や計画書等、事業について詳細のわかるもの）
 - (4) 事業の実施に伴う収支予算書
 - (5) 主催者として講じる感染症予防策

後援に係る承認通知書

文書番号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付け申請のあった下記の事業に係るさいたま市の後援について承認します。

記

1 行事の名称

2 後援名義

3 開催期日

4 開催場所

5 承認の条件

- (1) 事業の実施に当たっては、感染症予防策を適切に講じ、参加者にも順守を求めること。
- (2) 事業内容に変更があった場合は、直ちに報告すること。
- (3) 承認後、市が後援をすることが適当でないと思われた場合は、この承認を取り消すものとする。
- (4) この事業が終了した場合には、速やかに事業実績報告書を提出すること。また、提出に際し、実際に実施した感染防止策についての報告を添付すること。

後援に係る不承認通知書

文書番号
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付け申請のあった下記の事業に係るさいたま市の後援については承認しません。

記

1 行事の名称

2 開催期日

3 開催場所

後援に係る承認申請変更・取下げ届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

団体名

所在地

役職名

代表者名

電話番号

年 月 日付け文書番号で、さいたま市の後援の承認を受けた事業の内容について変更・取下げが生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業名称

2 変更・取下げの理由

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

4 添付書類（変更事由のわかるもの）

様式第5号（第6条関係）

後援等に係る承認申請変更・取下げ承認・不承認通知書

文 書 番 号
令和 年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のありました、後援等に係る承認申請変更・取下げ届について、
審査の結果、下記のとおり 承認・不承認 いたしましたので通知します。

記

1 事業名称 _____

2 変更等の内容

変更前	変更後

3 不承認理由

事業実績報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

団体名
所在地
役職名
代表者名
電話番号

年 月 日付け文書番号でさいたま市の後援の承認を受けた事業が終了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 行事の名称
- 2 実施期日
- 3 実施内容
- 4 参加者及びその人数
- 5 事業の成果
- 6 市以外の後援・共催団体等
- 7 添付資料 (1) 収支報告書
(2) 実施状況及び市の名義後援を確認できる書類（パンフレット等）
(3) 実施した感染症予防策についての報告